国分グループ社員の皆様へ

２０２６年度版

あなたの明るい人生をサポートします。

ライフサポート

団体総合生活保険

※ライフサポートは、国分グループの団体総合生活保険のペットネームです。

「まさか」のことは突然起こる！家計にやさしく、万一に備える

10%割引*1

“もしも”に備えて様々な補償をご用意しています。

団体長期障害所得補償(GLTD)



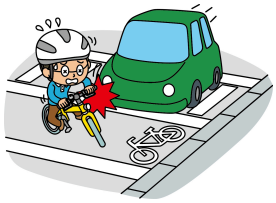
医療補償



介護補償



傷害補償



個人賠償責任



NEW 弁護士費用等(人格権侵害等)



携行品



ホールインワン・アルバトロス費用



©東京海上日動

保険期間 2026年 11月1日 午後４時から 2027年 11月1日 午後４時まで

募集期間 2026年 10月7日 から 2027年 8月31日 まで

※加入者の保険期間開始日につきましては、代理店までお問い合わせください。

お問い合わせはこちらまで

代理店

国分ビジネスサポート株式会社

TEL：03-5203-7850

受付時間　平日　午前９時～午後５時３０分

FAX：03-5202-7129

スマホの方はこちらから

随時加入受付中！

＊１　割引の詳細は「ライフサポートの特徴」をご確認ください。

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

こんなもしもの出費に、備えていますか？

団体長期障害所得補償

病気やケガで長期間働けない時に備える



もしも病気やケガで長期間働けなくなったら・・・

【2人以上の勤労者世帯の１世帯あたり】

1か月の生活費 全国平均約 **325,000円** *1

毎月の生活費、ローンの支払い、将来のお子様の教育費、さらに医療費や介護費用も・・・

傷病による長期間働けないリスクに備えられます！

【保険金お支払い事例】脳梗塞で倒れた場合・・・

Aタイプ(１口あたりの支払基礎所得月額５万円)に４口ご加入の場合

脳梗塞で入院、免責期間１２０日を超え、その後も５年間全く働けず、業務復帰後も９年間体調が戻らずに以前と同じ時間働くことができなかったため、その間の所得は半分になった。

＜受取保険金額＞ **2,280万円**

計算式：全く働けなかった5年間　(20万円×５年)＋
所得が半分になった9年間(20万円×50%×９年)

４0歳(男性)の場合

保険料は月々3,320円

上記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。
＊１ 出典：総務省統計局「家計調査年報(家計収支編)2024年(令和6年)」をもとに東京海上日動にて作成

医　療　補　償

病気に備える



病気で入院したら・・・

差額ベッド代　食事代　家族の交通費　日用品　等

＜入院1日あたり＞

自己負担費用平均約 **20,700円** *1

入院期間平均約 **25.6日** *2

いつ起こるかわからない病気に備えられます！

【保険金お支払い事例】 **脳内出血で手術、20日間入院**

＜受取保険金額＞ **9万円**　入院保険金日額3,000円プラン

30歳(男女共通)の場合

保険料は月々620円
※Aタイプの場合

上記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。治療内容により、上記以外の保険金もお支払いの対象となる場合があります。
*1 出典：(公財)生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」
*2 出典：厚生労働省「令和6(2024)年医療施設(動態)調査・病院報告の概況」をもとに東京海上日動にて作成

家計にやさしい団体保険で、しっかり備えを！

介護補償

介護への備え



要介護状態初期に一時的に必要となる主な費用の目安
(自費で購入した場合)*1

車いす	手すり	階段昇降機
自走式 ･･･ 5～21万円 電動式 ･･･30～67万円	廊下･階段･浴室用等 ･･･ 2万円～ ※サイズ･素材により金額は異なる(工事費別途)	いす式直線階段用 ･････ 52万円～ ※工事費別途

特殊寝台(介護ベッド)	ポータブルトイレ
16~61万円 ※機能により金額は異なる	水洗式･････ 3~7万円 シャワー式･･･13~19万円

介護にはまとまった資金準備があると安心です！

【保険金お支払い事例】認知症で要介護３に認定

Aタイプの場合

〈受取保険金額〉 **100万円**

４０歳(男女共通)の場合

保険料は月々30円

上記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。
※いずれも自費で購入した場合の初期費用(目安)で、公的介護保険の対象になる場合があります。
＊1 出典：(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2024年10月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

ライフサポートの特徴

■１０%割引が適用されて保険料が割安！

団体割引：１０%適用

■ご加入手続きが簡単！

ご加入時の医師の診査は不要*1、保険料の払込みは給与引去り、退職後は便利な口座振替

■自動セットの充実したサービス！ *2

メディカルアシストやデイリーサポート、介護アシスト等、健康･暮らしのサービスが自動セット

■ご家族も加入できる！ *3

*1 団体長期障害所得補償(GLTD)、医療補償、介護補償にご加入の場合は加入依頼書等の質問事項(健康状態告知)にお答えいただくことでご加入いただけます。告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。
*2 自動セットのサービス詳細は「サービスのご案内」をご参照ください。
*3 詳細は「保険の対象となる方(被保険者)について」をご参照ください。

その他にも安心できる様々な補償をご用意しています。
ご家族のみなさまとご相談のうえ、ご加入をご検討ください。

お手続きは裏表紙を、詳しくは次ページ以降をご確認ください。

あなたとご家族のもしものために
団体保険がさらに充実しました

■個人賠償責任に**「弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)」をセットしたタイプを新設**します！

被害事故も**加害事故**も団体保険であなたとご家族をサポート！
例えば･･･



自転車に轢かれ、大けがを負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、損害賠償請求したい

子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になった。どのように対処すべきか、弁護士に相談したい



こんな被害事故で法律相談や相手との交渉等を弁護士に依頼したことにより負担した、弁護士費用または法律相談費用を補償します！

公的医療保険とは

病気や**ケガ**をしたとき、公的医療保険に加えて
「傷害補償」「医療補償」があると安心です。



公的医療保険って？

病気やケガのリスクに備えるための手段である保険には、大きく分けて公的医療保険と民間保険があります。

[医療費の一部負担(自己負担)の割合について]

健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度とは、病気やケガをしたときに医療費の一部が軽減される制度です。医療保険行為を受けた医療機関で保険証を提示すると、医療費の自己負担額が原則１～３割になります。

年齢	一般所得者等	一定以上所得者	現役並み所得者
75歳以上	１割負担	２割負担	３割負担
70～74歳	２割負担		
6歳(義務教育就学後)～69歳	３割負担		
義務教育就学前	２割負担(自治体により異なる)		

【出典】厚生労働省のホームページ等をもとに東京海上日動にて作成

※2026年6月時点の内容(東京海上日動調べ)を記載しています。詳細はご加入の各公的医療保険の窓口等にお問い合わせください。

[高額療養費制度について]

医療機関等の窓口で支払う医療費が１か月(１日から末日まで)で上限額を超えた場合に、年齢や所得に応じて超過した部分が払い戻される制度です。

70歳未満の場合の上限額

＜2026年8月～2027年7月＞

所得区分		ひと月の上限額 (世帯ごと)	4回目からの 上限額*1	年単位の 上限額
①	年収約1,160万円～	270,300円+ (医療費－901,000円)×1%	140,100円	1,680,000円
②	年収約770万円～ 約1,160万円	179,100円+ (医療費－597,000円)×1%	93,000円	1,110,000円
③	年収約370万円～ 約770万円	85,800円+ (医療費－286,000円)×1%	44,400円	530,000円
④	～年収約370万円	61,500円	44,400円	530,000円*2
⑤	住民税非課税者	36,900円	24,600円	290,000円

【出典】厚生労働省のホームページ等をもとに東京海上日動にて作成

*1 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目以降から「多数回」該当となり、上限額が下がります。
*2 年収約200万円未満の方は、年単位の上限額が410,000円となり、2027年8月以降に償還払いされます。
※2026年6月時点の内容(東京海上日動調べ)を記載しています。詳細はご加入の各公的医療保険の窓口等にお問い合わせください。



公的医療保険はあるけれど・・・

公的医療保険を活用しても自己負担は発生し、療養期間が長引くことで負担も大きくなります。
また、**差額ベッド代や先進医療の技術料**等、公的医療保険が適用されない費用もあります。

だから **公的医療保険の不足分に対する備えとして、「傷害補償」「医療補償」へのご加入をご検討ください。**

おすすめ加入例

どれに加入したらいいの？(加入例)

自転車事故が心配！
まずは補償を限定して
加入したい

傷害補償 本人型 Aタイプ 640円
個人賠償責任 家族型 Aタイプ 230円

※保険料は男女共通、年齢一律

合計保険料
月々
870円

ゴルフをされる方に
おすすめ！

傷害補償 本人型 Aタイプ 640円
個人賠償責任 家族型 Aタイプ 230円
携行品 本人型 ゴルフ用品限定プラン G1タイプ 80円
ホールインワン・アルバトロス費用 本人型 H1タイプ 100円

※保険料は男女共通、年齢一律

合計保険料
月々
1,050円

加入例いずれかでも、複数でもご加入いただけます。*1
詳しくは各補償のページをご確認ください。

※このページで示すプランは、保険の加入・見直しポイントの一例を単純なモデルで示したものです。ご自身・ご家族の状況に合わせてお使いください。また、このページで示した各タイプの補償内容の詳細は、「補償ラインナップ(基本補償)/保険金額・保険料表」「補償の概要等」のページをご確認ください。

※ご自身の保険料は各補償の「保険金額・保険料表」でご確認ください。また、家族型等を選択することも可能ですので、「保険金額・保険料表」でご確認ください。

*1 ただし、傷害補償、個人賠償責任は、「保険の対象となる方ご本人」お一人につき、いずれか１タイプのみご加入できます。

どれに加入したらいいの？お問合せはこちらまで
お気軽にご連絡ください。

お問い合わせはこちらまで

代理店

国分ビジネスサポート株式会社
TEL：**03-5203-7850**
受付時間　平日　午前９時～午後５時３０分
FAX：**03-5202-7129**

スマホの方は
こちらから

目　次

■ 保険の対象となる方(被保険者)について
■ 補償ラインナップ(基本補償)

からだに関する補償


団体長期障害所得補償(GLTD)
(長期就業障害時の所得減少への備え)


医療補償(病気やケガへの備え)


介護補償(介護への備え)


傷害補償(ケガへの備え)

賠償·財産·費用に関する補償


個人賠償責任(他人への賠償責任への備え)


弁護士費用等(人格権侵害等)


携行品(ゴルフ用品への備え)


ホールインワン·アルバトロス費用

■ サービスのご案内
■ 告知の大切さに関するご案内
■ 加入依頼書の記入例
■ 団体総合生活保険　補償の概要等
■ 重要事項説明書
■ ご加入内容確認事項(意向確認事項)
■ お申込み方法

保険の対象となる方(被保険者)について

1．「保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1」としてご加入いただける方

		本人型	家族型補償(本人型以外)	
			傷害補償	賠償・財産・費用に関する補償*2
① 国分グループ本社株式会社およびその系列会社の役員・従業員、退職者*4		○	○	○
② ①の方のご家族	配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟	○	○	○
	①の方と同居されているご親族・使用人の方	○	×	○

※保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1について年齢*3等の加入条件がある補償があります。詳細は「補償ラインナップ(基本補償)」の各ページをご確認ください。
※対象となる系列会社については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。
*2 個人賠償責任、弁護士費用等(人格権侵害等)をいいます。
*3 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。
*4 退職者の方とそのご家族は、医療補償、介護補償のみご継続いただけます。

2．保険の対象となる方(被保険者)の範囲

保険の対象となる方(被保険者)の範囲は、基本補償ごとの「型」により以下のとおりとなります。
※基本補償により、選択可能な「型」が異なります。「補償ラインナップ(基本補償)」の各ページをご確認ください。

	本人型	家族型
① ご本人*1	○	○
② ご本人*1の配偶者	−	○
③ ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	−	○
④ ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	−	○

※個人賠償責任において、ご本人*1が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)。

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

【ご注意】夫婦型・家族型にご加入の方は必ずご確認ください
保険の対象となる方の続柄は、傷害または損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。したがって、**ご家族関係**や**居住の状況に変更があった場合**には、お支払いの対象外となることがありますので、必要に応じてご加入内容の変更等をご検討ください(例：別居のお子様が**ご結婚**される場合・同居のお父様が**高齢者施設に入居**し、**別居**となる場合)。

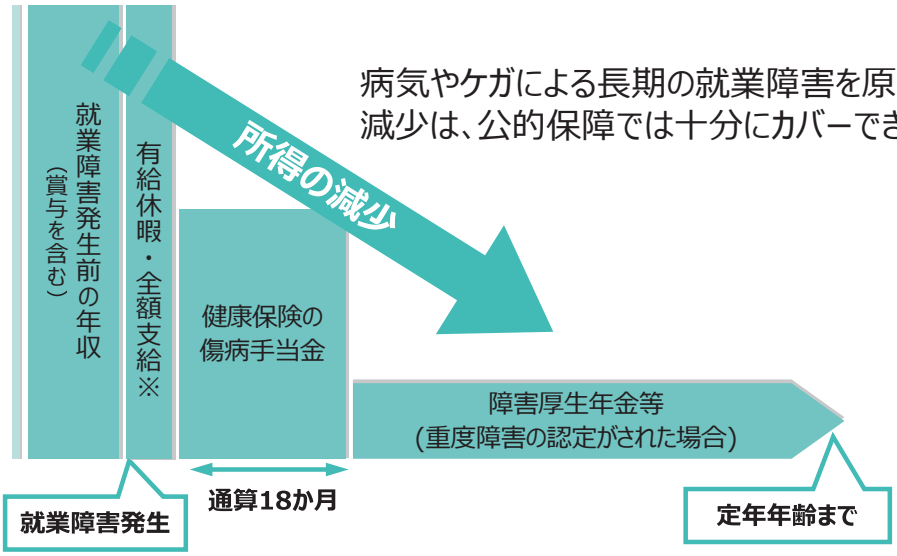
【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】
(1)配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)。
①婚姻意思*1を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
(2)同居 ：同一家屋に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません(詳細は保険約款をご確認ください。)。
(3)親族 ：６親等以内の血族または３親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)。
(4)未婚 ：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

病気やケガで**長期間働けなくなったとき、**
今ご加入されている保険だけで大丈夫ですか？

長期間働けなくなったとき、収入はどうなるの？





病気やケガによる長期の就業障害を原因とする収入の減少は、公的保障では十分にカバーできていません。

※ １ヶ月以上の傷病欠の場合最高で３ヶ月補償します。

例えば･･･
退　　職…収入が途絶えてしまう
保　　険…生命保険、年金の掛金の支払いは続く
公 的 保 障…障害厚生年金等の受給は重度障害の認定がされた場合のみ
住宅ローン …支払いは続く
医 療 保 険… １入院あたりの支払限度日数の制限があり、また、退院後の継続補償がない

さらに医療費や介護費用がかかります。
ローンの支払いや毎月の生活費は？
長期の傷病はご本人と家族にとって大きなリスクになります。

いろいろ保険に入っているけれど･･･



【各種リスクに対応する個人で加入できる保険】

リスク	収入の減少／途絶						老後資金	追加費用の発生					
	死亡		就業障害/就業不能					入院		手術		通院	
			長期		短期								
	病気	ケガ	病気	ケガ	病気	ケガ		病気	ケガ	病気	ケガ	病気	ケガ
生命保険	●	●											
傷害保険		●							●		●		●
所得補償保険					●	●							
医療保険								●	●	●	●		
がん保険								●*		●*		●*	
年金型保険	●	●					●						

GLTDはこの部分を補償します

●補償されるリスク

*がんによる場合のみ

・生命保険は死亡時に備えるものです。
・医療保険の入院給付金は入院日数に応じて支払われますが、主に入院費用に備えるための補償であり、ローンの支払いや毎月の生活費を考えると十分とはいえません。

※上表は、各保険の補償内容を簡単に示したものです。商品やセットする特約等により、それぞれ補償内容は異なりますのでご注意ください。

だから

長期の就業障害への備えとして、
団体長期障害所得補償(GLTD)をおすすめします。

補償ラインナップ(基本補償)

団体長期障害所得補償(ＧＬＴＤ)(定額型)

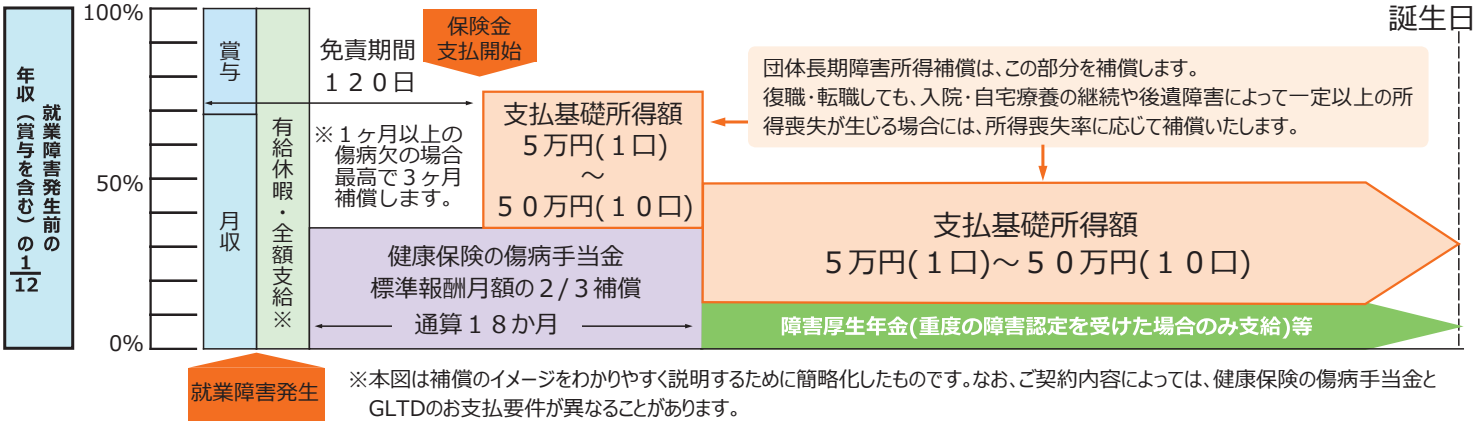
病気やケガで働くことができない状態となり、その期間が免責期間*1(１２０日)を超えた場合に、最長満６０歳の誕生日まで長期間にわたり保険金をお支払いします。
ただし、保険金をお支払いする１事故あたりの限度期間は、５５歳以上の場合は３年となります。



「働くことができない状態」とは･･･
「就業障害」の定義に該当することをいい、**実際の就業状況のみで判断するものではありません。**
また、「就業障害」の定義は、免責期間*1等の期間や特約によって異なります。詳細は、「補償の概要等」をご確認ください。

*1　保険金をお支払いしない期間をいいます。

＜補償のイメージ＞



※本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです。なお、ご契約内容によっては、健康保険の傷病手当金とGLTDのお支払要件が異なることがあります。

[認知症・メンタル疾患補償特約]
＜追加補償＞

メンタルヘルス不調等の精神障害の場合に保険金をお支払いします。*1
*1　ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。また、保険金をお支払いする１事故あたりの限度期間は２年となります

補償される金額(支払基礎所得額)・保険料表(１口あたり)

保険期間：１年間
てん補期間*1：６０歳の誕生日まで(５５歳以上の場合は３年)
団体割引：１０％

型		本人型	
性別		男性	女性
タイプ名		Aタイプ	
免責期間		120日	120日
加入限度口数		10口	10口
支払基礎所得額(月額)		5万円	5万円
認知症・メンタル疾患補償特約(精神障害補償特約(D))(てん補期間*1：２年)		○	○
保険料(月払)	１８～２４歳	430円	270円
	２５～２９歳	440円	360円
	３０～３４歳	470円	470円
	３５～３９歳	580円	690円
	４０～４４歳	830円	1,070円
	４５～４９歳	1,130円	1,430円
	５０～５４歳	1,330円	1,560円
	５５～５９歳	1,240円	1,300円

【支払基礎所得額・ご加入口数に関するご注意】
支払基礎所得額・ご加入口数は、**現在の平均月間所得額*2以下**(85%以下を目安)で設定してください。就業障害となった時の平均月間所得額*2を上回る部分についてはその部分に基づく保険金をお支払いできません。
※転職・退職等により、保険期間の中途で**平均月間所得額*2がご加入時の額より減少**した場合には、支払基礎所得額等の見直しを行ってください。

※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「－」の記載がある特約はセットしておりません。
※保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢*3や性別によって異なります。
※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*3が満１８歳以上満５９歳以下の方に限ります。

*1　保険金をお支払いする１事故あたりの限度期間をいいます。
*2　直前１２か月における保険の対象となる方(被保険者)ご本人の所得*4の平均月額をいいます。
*3　団体契約の始期日時点の年齢をいいます。
*4　「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

医療補償(病気やケガへの備え)



病気やケガで入院･手術をした場合等に保険金をお支払いします。

疾病入院	病気で入院したときに１日目から保険金をお支払いします。 ※１回の入院について１２０日を限度とします。
疾病手術	病気で手術*1をしたときに保険金をお支払いします。 *1　傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2　２種類以上の手術を受けた場合には、いずれか１種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2　「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
放射線治療	病気やケガで放射線治療を受けたときに保険金をお支払いします。 ※血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、６０日の間に１回のお支払いを限度とします。
傷害入院	ケガで入院したときに１日目から保険金をお支払いします。 ※１回の入院について１２０日を限度とします。
傷害手術	ケガで手術*1をしたときに保険金をお支払いします。 *1　傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2　２種類以上の手術を受けた場合には、いずれか１種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2　「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

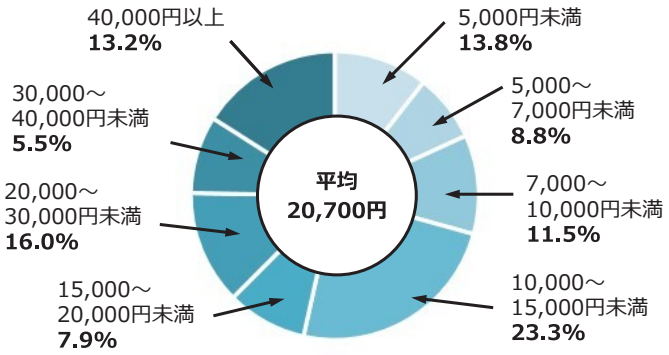
もしもの病気のリスクに備えて「医療補償」があると安心です。



入院費って
いくらぐらいかかるの？

入院時の1日あたりの自己負担費用

[集計ベース：過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人
(高額療養費制度を利用した人および利用しなかった人(適用外含む))]



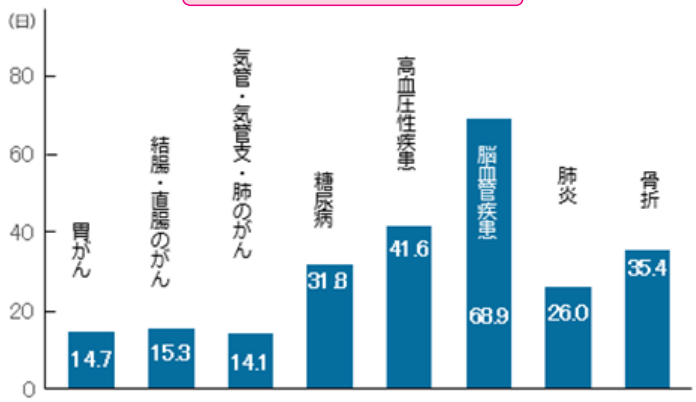
※治療費･食事代･差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含みます。)や衣類、日用品費等を含みます。
※高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額となります。

【出典】(公財)生命保険文化センター「令和４年度　生活保障に関する調査」

さらに

病気によっては入院期間が長くかかります。

退院患者平均在院日数



【出典】「令和５年患者調査」(厚生労働省)をもとに東京海上日動にて作成

だから

**入院や手術を補償する
「医療補償」だと安心です。**

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額･保険料表

保険期間：１年間
団体割引：１０％
※ご加入口数は１口のみです。

型				本人型	
性別				男性･女性共通	
タイプ名				Aタイプ	
ご本人	疾病入院保険金日額(１日あたり)			3,000円	
	疾病手術保険金額	重大手術*1		12万円	
		上記以外の手術	入院中	3万円	
			入院中以外	1.5万円	
	放射線治療保険金額			3万円	
	傷害入院保険金日額(１日あたり)			3,000円	
	傷害手術保険金額	重大手術*1		12万円	
		上記以外の手術	入院中	3万円	
			入院中以外	1.5万円	
保険料(月払･一時払)				現役(月払)	退職者(一時払)
		５～９歳		420円	4,540円
		１０～１４歳		390円	4,250円
		１５～１９歳		430円	4,710円
		２０～２４歳		560円	6,120円
		２５～２９歳		590円	6,470円
		３０～３４歳		620円	6,730円
		３５～３９歳		660円	7,170円
		４０～４４歳		720円	7,900円
		４５～４９歳		920円	10,050円
		５０～５４歳		1,170円	12,730円
		５５～５９歳		1,590円	17,360円
		６０～６４歳		2,240円	24,450円
		６５～６９歳		3,010円	32,850円
		７０～７４歳		4,090円	44,650円
		７５～７９歳		5,150円	56,150円
		８０～８４歳		6,390円	69,670円
		８５～８９歳		6,580円	71,830円

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*2によって異なります。
※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*2 が満５歳以上満８９歳以下の方に限ります。
*1　対象となる重大手術については、「補償の概要等」をご確認ください。
*2　団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

介護補償 【認知症アシスト付き】 (介護への備え)

保険の対象となる方が所定の要介護状態となった場合に保険金(一時金)をお支払いします。これにより、公的介護保険制度を利用しても自己負担が生じる自宅改修や介護用品購入等の費用に備えることができます。
また、認知症になっても安心して生活していただけるよう、保険の対象となる方とそのご家族を支える各種サービス (認知症介護電話相談等)をご用意しています(サービスの具体的な内容は、「サービスのご案内」をご参照ください。)。



補償の型

公的介護保険連動型 (要介護３)	公的介護保険制度に基づく要介護３以上の認定を受けた場合に保険金(一時金)をお支払いします。

「公的介護保険連動型」とは

【「公的介護保険連動型」とは】
国の公的介護保険制度に基づく要介護状態の認定を受けた場合に、保険金をお支払いするものです。

【ご参考：公的介護保険制度の特徴】
特徴①：４０歳以上の方のみが対象
⇒「３９歳以下の方」が要介護状態になった場合は、給付の対象外！

特徴②：４０歳以上６４歳以下の方は給付が限定的
⇒４０歳以上６４歳以下の方は「加齢に起因する疾病(１６種類の特定疾病)」により要介護状態となった場合のみが給付の対象となり、「加齢に起因する疾病(１６種類の特定疾病)以外の疾病」や「ケガ」が原因で要介護状態となった場合は給付の対象外！

※公的介護保険制度の詳細については、「公的介護保険制度とは」をご確認ください。

保険金額･保険料表

型		本人型	
補償の型		公的介護保険連動型 (要介護３)	
タイプ名		Aタイプ	
介護補償保険金額		100万円	
保険料 (月払･一時払)		現役(月払)	退職者(一時払)
	４０～４４歳	30円	350円
	４５～４９歳	40円	410円
	５０～５４歳	50円	570円
	５５～５９歳	70円	810円
	６０～６４歳	160円	1,760円
	６５～６９歳	460円	5,030円
	７０～７４歳	1,020円	11,120円
	７５～７９歳	2,360円	25,780円
	８０～８４歳	4,500円	49,100円

保険期間：１年間
団体割引：１０％
※ご加入口数は１口のみです。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*1によって異なります。
※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*1が満４０歳以上満８４歳以下の方に限ります。

*1 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

公的介護保険制度とは



［公的介護保険制度の概要］

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、４０歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、４０歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

［公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件］

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	３９歳以下	４０歳以上６４歳以下*1	６５歳以上
被保険者	被保険者ではない	第２号被保険者	第１号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(１６種類の特定疾病)による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ● 要介護状態 (寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ● 要支援状態 (日常生活に支援が必要な状態)

*1　公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

［公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について］

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は２つに、要介護は５つに分けられています。

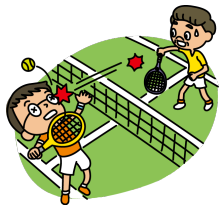
状態区分		状態像
非該当(自立)		歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1	日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2	要支援１の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1	要支援２の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2	要介護１の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3	要介護２の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4	要介護３の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5	要介護４の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

傷害補償(ケガへの備え)

■日常生活全般プラン

国内外において、保険の対象となる方が「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをしたまたは熱中症となった場合に保険金をお支払いします。

例えば‥‥交通事故によるケガ　・仕事中のケガ　・家庭内でのケガ
・旅行中のケガ　・スポーツ中のケガ



死亡・後遺障害	ケガや熱中症で死亡したり後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。
入院・手術	ケガや熱中症で入院*1したり手術*2を受けた場合に保険金をお支払いします。 *1　事故の日から１８０日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、１事故について１８０日を限度とします。 *2　事故の日から１８０日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
通院	ケガや熱中症で通院*3した場合に保険金をお支払いします。 *3　事故の日から１８０日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、１事故について９０日を限度とします。

保険金額・保険料表

保険期間：１年間、団体割引：１０％　※ご加入口数は１口のみです。

プラン		日常生活全般プラン	
型		本人型	家族型
タイプ名		Aタイプ	Bタイプ
ご本人	死亡・後遺障害保険金額	150万円	150万円
	入院保険金日額*1(１日あたり)	2,000円	2,000円
	通院保険金日額(１日あたり)	1,000円	1,000円
配偶者	死亡・後遺障害保険金額	－	100万円
	入院保険金日額*1(１日あたり)		1,500円
	通院保険金日額(１日あたり)		1,000円
ご親族	死亡・後遺障害保険金額	－	100万円
	入院保険金日額*1(１日あたり)		1,500円
	通院保険金日額(１日あたり)		1,000円
保険料(月払)		640円	2,000円

※各タイプにつき、「金額」の記載がある特約はセットしており、「－」の記載がある特約はセットしておりません。

*1　手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の１０倍(入院中の手術)または５倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

個人賠償責任(他人への賠償責任への備え)

■日常生活全般プラン

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

例えば… ・自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。
・買い物中、誤って商品を壊してしまった。
・レンタルしたドレスを誤って破ってしまった。
・他人から借りた旅行カバンを盗まれた。
・ゴルフ中にボールをぶつけてケガをさせてしまった。





*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、１個または１組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

相手方との示談交渉は東京海上日動にお任せください！

国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。



保険金額･保険料表

保険期間：１年間、団体割引：１０％　※ご加入口数は１口のみです。

プラン		日常生活全般プラン	
タイプ名		Aタイプ	Bタイプ
個人賠償責任	型	家族型	
	保険金額	国内：無制限 国外：１億円	国内：無制限 国外：１億円
NEW 弁護士費用等(人格権侵害等)	型	－	家族型
	保険金額	－	300万円
保険料(月払)		230円	430円

※弁護士費用等(人格権侵害等)の補償内容については、「弁護士費用等(人格権侵害等)」のページをご確認ください。
※保険期間中に、弁護士費用等(人格権侵害等)がセットされたタイプに変更することはできません。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

弁護士費用等(人格権侵害等)

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢*1・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ*2等により精神的苦痛を被った場合*3に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。



例えば… ・自転車に轢かれ、大けがを負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、損害賠償請求したい。
・電車内で痴漢*1され、怖くて電車に乗れなくなってしまったため、相手に損害賠償請求したい。
・子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になった。どのように対処すべきか、弁護士に相談したい。

*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。
*2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。
*3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。

【ご注意】
自動車・原動機付自転車の所有・使用・管理に起因して発生した身体の障害・財物の損壊等については、乗車の有無にかかわらず保険金をお支払いしません。

保険金額・保険料表

保険金額・保険料につきましては、「個人賠償責任」のページをご参照ください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

携行品(ゴルフ用品への備え)

■ゴルフ用品限定プラン　[ゴルフ用品補償特約セット]

国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。



①ゴルフ用品の盗難
※ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限ります。

②ゴルフクラブの破損、曲損
例えば… ゴルフ場でクラブを折ってしまった。

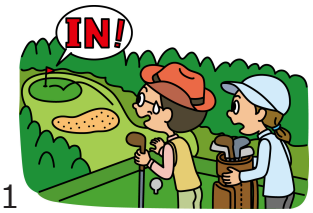
保険金額･保険料表

保険期間：１年間、団体割引：１０％
※ご加入口数は１口のみです。

プラン	ゴルフ用品限定プラン		
型	本人型		
タイプ名	G1タイプ	G2タイプ	G3タイプ
保険金額	10万円	20万円	30万円
免責金額(自己負担額)	0円	0円	0円
保険料(月払)	80円	130円	200円

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

ホールインワン･アルバトロス費用



国内の９ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフのプレー中に、以下のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。

- 以下のア.およびイ.の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス*1
 ア.同伴競技者
 イ.同伴競技者以外の第三者*2
- 記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス

例えば… ホールインワンを達成したため、記念品を購入し、同伴競技者に贈呈した。

※ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う方のホールインワンまたはアルバトロスが補償の対象となり、ゴルフの競技または指導を職業としている方のホールインワンおよびアルバトロスは補償の対象となりません。
※ホールインワンまたはアルバトロスの証明として東京海上日動が求める証明書･映像等をご提出いただきます。
※上記以外にも、保険金をお支払いするために必要な条件があります。詳細は「補償の概要等」をご確認ください。

【セルフプレー(キャディを同伴せずラウンドするプレー)時のご注意】
セルフプレーの場合は同伴キャディがおらず、同伴競技者以外の第三者*2による目撃証明の取り付けが困難となることがあります。より確実に補償を受けていただく観点から、セルフプレーの際には以下の対応をおすすめしております。

･ホールインワン等の可能性があるショットの際に、スマートフォン等でショットからカップインまでの連続した動画を撮影する。
･ゴルフ場の使用人や他の組の競技者等にホールインワン等の目撃有無を確認し、目撃された方がいた場合には、後日の保険金のご請求に関するご協力(「ホールインワンまたはアルバトロス証明書」への署名等)をその場で依頼する。

*1 公式競技の場合は、ア.またはイ.のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロスとします。
*2 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、他の組の競技者等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。

保険金額･保険料表

保険期間：１年間、団体割引：１０％
※ご加入口数は１口のみです。

型	本人型		
タイプ名	H1タイプ	H2タイプ	H3タイプ
保険金額	10万円	20万円	30万円
保険料(月払)	100円	200円	300円

ホールインワン･アルバトロス費用にご加入の場合は、傷害補償、団体長期障害所得補償(ＧＬＴＤ)、医療補償、介護補償、個人賠償責任のいずれかにもご加入いただく必要があります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまで バックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト　自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1：24時間365日
0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談
常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内
夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談
様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口
がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配 *2
転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト　自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間：
（いずれも土日祝・年末・年始を除く）
・電話介護相談　：午前9時～午後5時
・各種サービス優待紹介：午前9時～午後5時
0120-428-834

電話介護相談
ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。
*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス
情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介 *2
「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。
*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート　自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間：
（いずれも土日祝・年末・年始を除く）
・法律相談　：午前10時～午後6時
・税務相談　：午後2時～午後4時
・社会保険に関する相談：午前10時～午後6時
・暮らしの情報提供　：午前10時～午後4時
0120-285-110

法律・税務相談
身の回りの法律や税金に関する電話でのご相談に対して、弁護士等が一般的なアドバイスを実施します。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
※具体的な紛争解決や事故処理を行うものではありません。

社会保険に関する相談
公的年金等の社会保険の制度・仕組みについて提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
※お客様の具体的な年金の内容や金額等についてお答えするものではありません。

暮らしの情報提供
グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

・メンタルヘルスサポート

自動セット

【対象となる補償】
団体長期障害所得補償にご加入いただいた場合



職場や家庭等で起こる様々な「こころ」の問題の解決をバックアップします。

受付時間：午前9時～午後9時
〔日祝日を除く〕

0120-783-503

メンタルヘルス電話相談

職場や人間関係に関するお悩み等、メンタルヘルスについて看護師等にお電話でご相談いただけます。

・認知症アシスト

自動セット

【対象となる補償】
介護補償にご加入いただいた場合

脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

受付時間：（いずれも土日祝・年末・年始を除く）

・「認知症の人と家族の会」紹介：午前9時～午後5時
0120-775-677

・脳の健康度チェック：午前9時～午後5時
0120-002-531

・認知症介護電話相談：午前9時～午後5時
0120-801-276

脳の健康度チェック(のうKNOW®)

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス「のうKNOW」をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間(約15分)で測定することができ、定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。

※本サービスは疾病の診断または予防に使用されることを目的としたものではありません。
※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「(公社)認知症の人と家族の会*2」をご紹介します。*3

*2 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。
*3 年会費については、お客様にご負担いただきます。

脳機能向上トレーニング

㈱NeUが提供する脳機能向上トレーニング(『脳を鍛えるトレーニング』)をご利用いただけます。
監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。
本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング『脳を鍛えるトレーニング』
［ホームページアドレス］ https://tmnf-brain-training.jp

左記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザ登録を行っていただきご利用ください。



監修： 川島隆太氏

※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。
※本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

·いじめ·嫌がらせ·痴漢等相談ダイヤル

自動セット

【対象となる補償】
弁護士費用等(人格権侵害等)にご加入いただいた場合

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について弁護士にお電話にてご相談いただけます。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。
※いじめ·嫌がらせ·痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証したり、具体的な紛争解決や事故処理を行ったりするものではありません。

受付時間：
(いずれも土日祝·年末·年始を除く)

·いじめ·嫌がらせ等に関する相談サービス：
午前10時～午後6時
0120-300-575

·痴漢被害·冤罪に関する緊急相談サービス：
午前7時30分～午前9時30分／
午後5時～午後10時
0120-106-670

いじめ·嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法等(加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等)について、弁護士が一般的なアドバイスを実施します。
※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

【対象となる相談内容】
以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。
·いじめ　·嫌がらせ　·痴漢　·ストーカー行為
·自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

痴漢被害·冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法等について、弁護士が一般的なアドバイスを実施します。なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。
※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

ご注意ください (各サービス共通)

·ご相談のご利用は、保険期間中(認知症介護電話相談については、てん補期間中も含みます。)にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
·ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1·ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
·一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
·各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
·メディカルアシスト、介護アシスト、メンタルヘルスサポートの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

告知の大切さに関するご案内

告知の大切さについて、ご説明させてください。

所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

*1　更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)。

※医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方(被保険者)ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方(被保険者)ご自身がありのままにご記入ください。*1
告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。*2

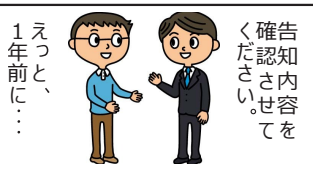
※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

*1　ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。
介護補償にのみ(追加)加入される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

*2　更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

保険金請求時等に、
告知内容についてご確認させていただく場合があります。



告知いただく内容例は次のとおりです。

① 入院または手術の有無(予定を含みます。)
② 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去２年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます。)の有無
③ 過去２年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無　等

以下のケースも告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去２年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去２年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

※ 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

ご注意ください。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、«お問い合わせ先»までご連絡ください。

所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日よりも前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。



※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。
※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。
また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。
告知に関するお問い合わせは、«お問い合わせ先»までご連絡ください。

加入依頼書の記入例

◆**新規にご加入の場合**、および**現在のご加入内容に変更がある場合**は、下記❶～⑩のご案内に沿ってご記入ください。
◆❶❹❼については漏れなく記入し、印字されている場合は印字内容が正しいことをご確認ください。
◆加入依頼書は、保険の対象となる方(被保険者)ご本人１名につき１部必要となります。保険の対象となる方(ご本人)の人数に応じて、必要部数を《お問い合わせ先》までお申出ください。

※下記加入依頼書はイメージです。実際の加入依頼書や募集内容とは異なる場合があります。

❶「ご記入日」：必ず記入してください。

❷加入のお申込みをされるお客様【ご加入者】：「ご住所」、「お名前」の「カナ」・「漢字」、「電話番号」、「生年月日」、「性別」等の必要事項をご記入ください。※「電話番号」と「郵便番号」にはハイフンを入れてください。

❸フルネームの自署をお願いします。

❹「ご希望のお手続き」に○をしてください。

❺保険の対象となる方【被保険者】
「本人のお名前」、「生年月日」、「性別」：
《ご加入者と同じ場合》
→「ご加入者と同じ」に○をし、各項目のご記入は不要です。
《ご加入者と異なる場合》
→各項目をご記入ください。

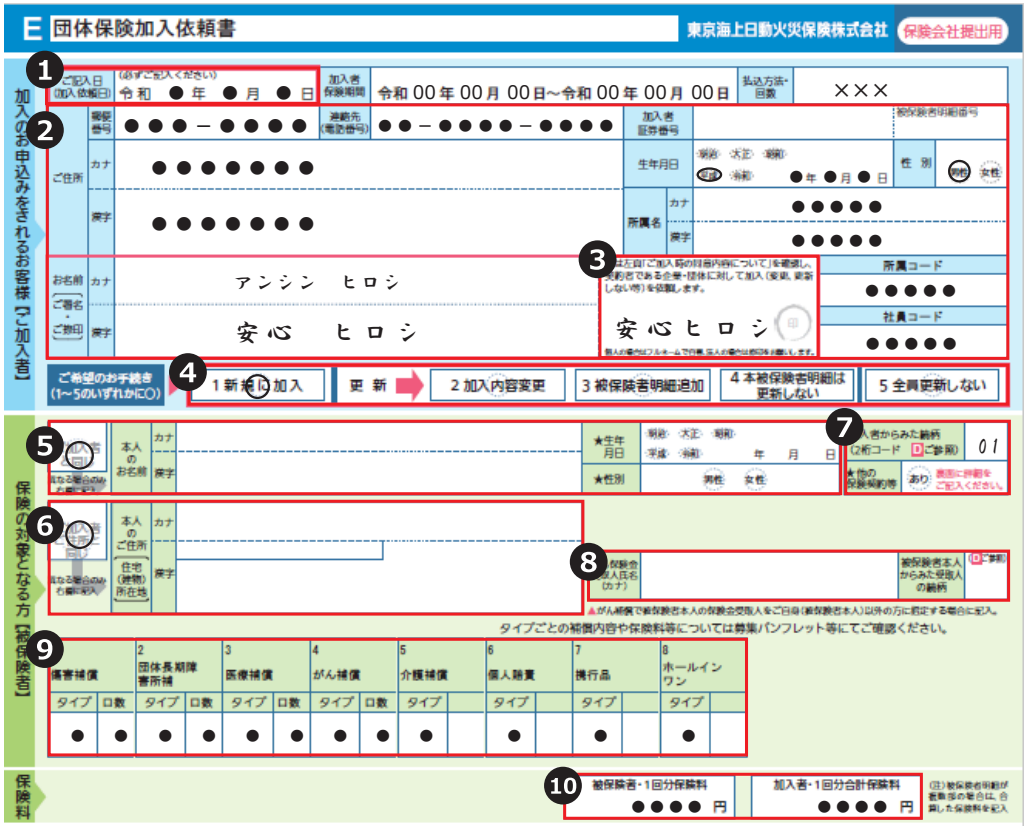
❻保険の対象となる方【被保険者】
「本人のご住所」：
《ご加入者と同じ場合》
→「ご加入者ご住所と同じ」に○をし、「本人のご住所」のご記入は不要です。
《ご加入者と異なる場合》
→「本人のご住所」をご記入ください。

❼「加入者からみた続柄」：
「続柄コード」表より該当するコードをご記入ください。
「★他の保険契約等」：
該当がある場合は、「あり」に○をし、加入依頼書裏面に内容をご記入ください。

❽《がん補償にご加入の場合のみ》
がん補償で被保険者本人の保険金受取人をご自身(被保険者本人)以外の方に指定する場合は「がん保険金受取人氏名(カナ)」、および「被保険者本人からみた受取人の続柄」を「続柄コード」表記載のコードにてご記入ください。

❾ご加入いただく「タイプ」(口数募集の場合は「口数」)をご記入ください。

⑩「被保険者・１回分保険料」：被保険者ごとの１回分の保険料をご記入ください。「加入者・１回分合計保険料」：加入者ごとの１回分の保険料をご記入ください。※被保険者明細が複数部の場合は、合算した保険料をご記入ください。



◆健康状態告知「回答記入欄・署名欄」：
・C「健康状態告知書」頁にご記入、ご署名(自署)ください(E「加入依頼書」に複写されます。)。
・下記の各補償に新規ご加入の場合、または健康状態告知が必要となる場合(B「告知の大切さに関するご案内」頁にてご確認ください。)にのみ、ご記入・ご署名(自署)ください(その他の場合は記入不要です。)。
◆団体長期障害所得補償：質問１～３の回答・告知日・自署欄
◆医療補償・がん補償：質問１～２の回答・告知日・自署欄
◆介護補償：質問１の回答・告知日・自署欄
※介護補償のみに団体構成員のご家族(配偶者、子供、両親、兄弟および同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)としてご加入いただく場合、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知することができます(この場合は、団体構成員がご署名ください。)。ただし、告知内容が正しくない場合には、ご契約が解除され、保険金をお受取りいただけないことがありますので、ご注意ください。
※被保険者(本人または家族タイプのお子様)が満１５歳未満の場合には、親権者・後見人等(後見人・保佐人・補助人)の代表者１名が全員の合意を得たうえで、被保険者に代わってご署名ください。(例：安心ショウタ　親権者　安心ヒロシ)
《訂正方法》
誤った記入やあらかじめ印字されている内容を二重線で抹消、正しい内容をご記入のうえ、訂正署名(自署)または訂正印をお願いします。

❼❽

続柄コード			
01	本人	07	孫
02	配偶者	08	その他親族
03	父　母	10	雇用主(法人)
04	子	11	雇用主(個人事業主)
05	兄弟姉妹	12	従業員
06	祖父母	99	その他

■団体総合生活保険　補償の概要等

保険期間：１年

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。)。

団体長期障害所得補償(GLTD*1)定額型

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「補償される金額(支払基礎所得額)・保険料表」等をご確認ください。

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。

*1 GLTDは団体長期障害所得補償(Group Long Term Disability)の略称です。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[団体長期障害所得補償基本特約]《保険金をお支払いする主な場合》

病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が継続して免責期間*1を超えた場合

▶就業障害期間*2　１か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。

支払保険金＝支払基礎所得額*3×所得喪失率*4×約定給付率(１００%)

ただし、支払基礎所得額*3が保険の対象となる方の平均月間所得額*5を超える場合には、平均月間所得額*5を支払基礎所得額*3としてお支払いする保険金の額を算出します。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

※東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。

*1　保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。

*2　「てん補期間*6内の就業障害の日数」をいいます(お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、１か月を３０日として日割りで計算します。)。

*3　保険金の算出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。

*4　病気やケガにより全く就業できない場合は１００%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。

$$所得喪失率＝1－\frac{免責期間*1が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額*7}{免責期間*1が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得*8の額}$$

ただし、所得*8の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。

*5　就業障害が開始した日の属する月の直前１２か月における保険の対象となる方の所得*8の平均月額をいいます。

*6　同一の病気やケガによる就業障害*9に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間*1終了日の翌日からの期間)のことをいいます。

*7　免責期間*1開始以降に業務に復帰して得た所得*8の額をいい、免責期間*1の終了した月から１か月単位で計算します。

*8　「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

*9　就業障害が終了した後、その日を含めて１８０日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。

[団体長期障害所得補償基本特約]《保険金をお支払いしない主な場合》

・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた病気やケガによる就業障害
・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガによる就業障害
・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガによる就業障害(その方が受け取るべき金額部分)
・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害
・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害
・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害
・妊娠または出産による就業障害
・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害
・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害(「認知症・メンタル疾患補償特約(精神障害補償特約(D))」をセットされる場合は、所定の精神障害については精神障害てん補期間*1を限度にお支払対象となります。)
・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害
・発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害
・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期の直前１年以内に被った病気やケガによる就業障害*2*3

等

*1　「団体長期障害所得補償基本特約」のてん補期間にかかわらず、精神障害てん補期間が限度となります。

*2　初年度契約の保険始期の直前１年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から１年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払対象となります。

*3　就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます(就業障害の定義:定義Ｃ)。

免責期間*1中	てん補期間*1開始後
病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態*2。 ①その病気やケガのために、入院していること。 ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けつつ、在宅療養していること。 ③その病気やケガにより、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること。 *1 免責期間については、前頁本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「*1」をご確認ください。 *2 職種を問わず、すべての業務に終日従事できない状態をいいます。例えば、会社員で営業職の方の場合、終日出社できず他の業務(軽作業や事務作業、テレワーク等)も全くできない状態です。	病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない*2か、または一部従事することができず、かつ所得喪失率*3が２０%超である状態。 ①その病気やケガのために、入院していること。 ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。 ③その病気やケガによる後遺障害が残っていること。 *1 てん補期間については、前頁本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「*6」をご確認ください。 *2 全く従事できない場合であっても、所得喪失率が２０%を超えないときは、就業障害に該当しません。 *3 所得喪失率については、前頁本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「*4」をご確認ください。

医療補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等(介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。
この補償については、死亡に対する補償はありません。
保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

《保険金をお支払いする主な場合》

[医療補償基本特約] 疾病入院保険金	病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数(入院日数－疾病入院免責日数*1)を乗じた額をお支払いします。 ただし、１回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度(疾病入院免責日数*1は含みません。)とします。 ※疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいい、この契約では０日となり、１日目から保険金をお支払いします。 *2 １回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいい、この契約では１２０日となります。
[医療補償基本特約] 疾病手術保険金	病気の治療のため、保険期間中に**公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合** ▶以下の金額をお支払いします。 ①重大手術(詳細は欄外ご参照)：疾病入院保険金日額の４０倍 ②①以外の入院中の手術：疾病入院保険金日額の１０倍 ③①および②以外の手術：疾病入院保険金日額の５倍 *1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により「手術等管理料」として算定されるもの等については、保険金をお支払いできません。また、時期を同じくして*2 ２種類以上の手術を受けた場合には、いずれか１種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
[医療補償基本特約] 放射線治療保険金	病気やケガの治療のため、保険期間中に**公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1を受けられた場合** ▶疾病入院保険金日額の１０倍の額をお支払いします。 *1 血液照射を除きます。お支払対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、６０日の間に１回の支払を限度とします。
[医療補償基本特約] 傷害入院保険金	ケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が傷害入院免責日数*1を超えた場合 ▶傷害入院保険金日額に入院した日数(入院日数－傷害入院免責日数*1)を乗じた額をお支払いします。 ただし、１回の入院について、傷害入院保険金支払限度日数*2を限度(傷害入院免責日数*1は含みません。)とします。 ※傷害入院保険金が支払われる入院中、さらに別のケガをされても傷害入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいい、この契約では０日となり、１日目から保険金をお支払いします。 *2 １回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいい、この契約では１２０日となります。
[医療補償基本特約] 傷害手術保険金	ケガの治療のため、保険期間中に**公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合** ▶以下の金額をお支払いします。 ①重大手術(詳細は欄外ご参照)：傷害入院保険金日額の４０倍 ②①以外の入院中の手術：傷害入院保険金日額の１０倍 ③①および②以外の手術：傷害入院保険金日額の５倍 *1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により「手術等管理料」として算定されるもの等については、保険金をお支払いできません。また、時期を同じくして*2 ２種類以上手術を受けた場合には、いずれか１種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

※「１回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院と同一の病気やケガ*1によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院
※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます(「重大手術の支払倍率変更に関する特約」が自動セットされています。)。
①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓の全体または一部の移植手術

*1 医学上重要な関係がある病気やケガは同一とみなします。

《保険金をお支払いしない主な場合》（医療補償共通）

・**地震**・**噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた病気やケガ*1
・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガ
・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガ(その方が受け取るべき金額部分)
・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ
・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている場合に生じた病気やケガ
・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ
・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ
・アルコール依存および薬物依存
・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3

等

*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。
*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から１年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。
*3 病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

介護補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。
この補償については、死亡に対する補償はありません。
保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

《保険金をお支払いする主な場合》

[介護補償基本特約] ［公的介護保険連動型(要介護３)］

保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護３以上の認定を受けた状態となった場合

▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。
ただし、保険の対象となる方１名につき１回に限ります。

《保険金をお支払いしない主な場合》（介護補償）

・**地震**・**噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた要介護状態*1
・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じた要介護状態
・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた要介護状態(その方が受け取るべき金額部分)
・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態
・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている間の事故により生じた要介護状態
・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態
・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態
・先天性疾患によって生じた要介護状態
・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態
・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3

等

*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。
*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から１年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払対象となります。
*3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

傷害補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

保険の対象となる方が国内外でケガ＊1＊2をした場合に保険金をお支払いします。

＊1　ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠く職業病・テニス肘・疲労骨折・椎間板ヘルニア等については保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

＊2　＊1にかかわらず、傷害補償におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[傷害補償基本特約]《保険金をお支払いする主な場合》

死亡保険金	事故の日からその日を含めて１８０日以内に**死亡された場合** ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※１事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて１８０日以内に身体に**後遺障害が生じた場合** ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の４％～１００％をお支払いします。 ※１事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて１８０日以内に**入院された場合** ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて１８０日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、１事故について１８０日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。
手術保険金	治療を目的として、**公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術＊1または先進医療＊2に該当する所定の手術を受けられた場合** ▶入院保険金日額の１０倍(入院中の手術)または５倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、１事故について事故の日からその日を含めて１８０日以内に受けた手術１回に限ります。＊3 ＊1　傷の処置、抜歯、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により「手術等管理料」として算定されるもの等については、保険金をお支払いできません。 ＊2　「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。 ＊3　１事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の１０倍の額のみお支払いします。
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて１８０日以内に**通院(往診を含みます。)された場合** ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて１８０日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、１事故について９０日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等＊1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 ＊1　ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。

[傷害補償基本特約]《保険金をお支払いしない主な場合》

＜共通＞

・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じたケガ
・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じたケガ
・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)
・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている場合に生じたケガ
・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ
・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ
・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ

等

賠償責任に関する補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

[個人賠償責任補償特約]《保険金をお支払いする主な場合》

国内外において**以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合**
■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
■電車等*1を運行不能にさせた場合
■国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合
▶１事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。

※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。
※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。
※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

*1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。
*2 以下のものは受託品には含まれません。
自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、１個または１組で100万円を超える物

等

[個人賠償責任補償特約]《保険金をお支払いしない主な場合》

・ご契約者または保険の対象となる方等の**故意**によって生じた損害
・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害
・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害
・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること
■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い
■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損
■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
■受託品の電気的または機械的事故
■受託品の置き忘れまたは紛失*4
■詐欺または横領
■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入
■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊

等

*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。
*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。
*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。
*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

費用に関する補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

[弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)]《保険金をお支払いする主な場合》

国内において以下のような事由により、**保険金の受取人*1が弁護士費用または法律相談費用を負担した場合**

■急激かつ偶然な外来の事故(自動車事故を除きます。)によって被った身体の障害*2または財物の損壊等*3について、相手方に法律上の損害賠償請求をした場合または法律相談をした場合

■不当な身体の拘束による自由の侵害、口頭による表示または文書もしくは図画等での表示による名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合

■痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせを受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合

▶1つの原因事故*5について保険の対象となる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします*6。

※弁護士等*7への委任や弁護士等*8への法律相談および弁護士等*8への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

*1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者*9、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。
*2 病気またはケガをいいます。
*3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。
*4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。
*5 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。
*6 弁護士等*7への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。
*7 弁護士または司法書士をいいます。
*8 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。
*9 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)。
①婚姻意思*10を有すること
②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
*10 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

[弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)]《保険金をお支払いしない主な場合》

・ご契約者または保険の対象となる方等の**故意または重大な過失**によって生じた損害
・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害
・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
・保険の対象となる方の自殺行為*1、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害
・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛
・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいっ出により生じた身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛
・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等*3
・労働災害により生じた身体の障害*2または精神的苦痛
・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことによって生じた身体の障害*2
・石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発ガン性等に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛
・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛
・電磁波障害に起因する身体の障害*2または精神的苦痛
・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛
・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛
・保険の対象となる方または賠償義務者*4の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害*2または財物の損壊等*3
・保険の対象となる方または保険の対象となる方の配偶者*5、父母もしくはお子様が賠償義務者*4である場合
・保険契約または共済契約に関する原因事故*6

等

*1 保険金のお支払対象となる原因事故*6による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。
*2 病気またはケガをいいます。
*3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。
*4 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。
*5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)。
①婚姻意思*7を有すること
②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
*6 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。
*7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

財産に関する補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

[携行品特約＋ゴルフ用品補償特約]《保険金をお支払いする主な場合》

国内外において、ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、**保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に次の損害**が生じた場合
■ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限ります。)
■ゴルフクラブの破損、曲損*1
▶損害額(修理費)から**免責金額(自己負担額)を差し引いた額**を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。

※ゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、ゴルフシューズ、ゴルフバッグ、ゴルフウェア等ゴルフ用に設計された物のほか、被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は含みません。
※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。
※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

*1 破損、曲損が生じたゴルフクラブの損害に限ります。

[携行品特約＋ゴルフ用品補償特約]《保険金をお支払いしない主な場合》

・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害
・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害
・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害
・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている間に生じた事故による損害
・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害
・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害
・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害
・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
・電気的または機械的事故に起因する損害
・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害
・詐欺または横領に起因する損害
・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害
・ゴルフボールのみの盗難による損害

等

*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

費用に関する補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

[ホールインワン・アルバトロス費用補償特約]《保険金をお支払いする主な場合》

国内の９ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフ競技*1中に、**下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合**
■下記①および②**の両方が目撃した**ホールインワンまたはアルバトロス(公式競技の場合は、下記①または②のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス)
①同伴競技者
②同伴競技者以外の第三者*2
■記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス
▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等*3を、１回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。

※**原則として同伴キャディがいないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金のお支払対象となりません。**同伴競技者以外の第三者*2の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。
※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいていても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。
既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。
※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴競技者以外の第三者*2、ゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求めるすべてのもののご提出が必要となります。

*1 他の競技者1名以上と同伴し、パー35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。ホールインワンまたはアルバトロスの達成後、雨天等の事情により競技を中止した場合も含みます。
*2 同伴キャディ、他の組の競技者、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。
*3 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。

[ホールインワン・アルバトロス費用補償特約]《保険金をお支払いしない主な場合》

・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス
・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ

等

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕
団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

［マークのご説明］　契約概要 **保険商品の内容をご理解いただくための事項**　　注意喚起情報 **ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項**

Ⅰ ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

契約概要

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

契約概要　注意喚起情報

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

注意喚起情報

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約＊1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください ＊2 。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
●救援者費用等補償特約 ●弁護士費用等補償特約(人格権侵害等) ●トラブル対策費用補償特約 ●葬祭費用補償特約(医療用・所得補償用)
●がん葬祭費用補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約 ●教育継続支援特約

＊1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
＊2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

※補償の重複に関する確認のため、東京海上日動は他のご契約の代理店に本契約に関する情報を提供することがあります。

4 保険金額等の設定

契約概要

この保険の保険金額＊1は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

（金融庁ホームページ）

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の中途でご加入者からのお申出による保険金額＊1の増額等はできません。

[所得補償・団体長期障害所得補償]

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約、介護と仕事の両立支援特約の保険金額＊1は、平均月間所得額＊2以下(平均月間所得額＊2の85%以下を目安)で設定してください(保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額＊2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。)。

＊1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額＊3×約定給付率とします。
＊2 直前12か月における保険の対象となる方の所得＊4の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。)。
＊3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。
＊4 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要　注意喚起情報

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1)保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

※保険料の割増引率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

(2)保険料の払込方法

契約概要　注意喚起情報

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3)保険料の一括払込みが必要な場合について

注意喚起情報

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
④ご加入者の加入部分＊1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合　等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。
ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分＊1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分＊1を解除することがありますのでご注意ください。

※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意いただきたい内容につきましては、「Ⅱ-1 告知義務」をご確認ください。

＊1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)。

7 満期返れい金･契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金･契約者配当金はありません。

Ⅱ ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

注意喚起情報

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

[告知事項･通知事項一覧]

★：告知事項　☆：告知事項かつ通知事項

基本補償･特約 / 項目名	傷害補償	所得補償	団体長期障害所得補償	医療補償 がん補償	介護補償	個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産 救援者費用等 弁護士費用等 トラブル対策費用
生年月日	★*1	★	★	★	★	★*2
性別	－	－	★	★	★*3	－
職業･職務*4	－	☆	－	－	－	－
健康状態告知*5	－	★	★	★	★	－

※すべての補償について「他の保険契約等＊6」を締結されている場合は、その内容についても告知事項(★)となります。また、医療費用補償特約(こども傷害補償)をセットされる場合には、「公的医療保険制度」についても告知事項かつ通知事項(☆)となります。

＊1 こども傷害補償の場合のみ、告知事項となります。
＊2 こども傷害補償にご加入される場合のみ、告知事項となります。
＊3 年金払介護補償特約をセットされる場合のみ、告知事項となります。
＊4 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
＊5 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。
＊6 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができないときがあります。

[所得補償･団体長期障害所得補償･医療補償･がん補償･介護補償の「告知」(健康状態告知書)]

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者＊7、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

＊7 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)。
　a. 婚姻意思＊8を有すること
　b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
＊8 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日＊9から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります＊10。

●責任開始日＊9から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。
●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません＊11(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)。

＊9 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。
＊10 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
＊11 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

＜前記以外で、保険金をお支払いできない場合＞

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。
(例)「現在の医療水準では治ゆが困難な病気･症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 クーリングオフ

注意喚起情報

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人

注意喚起情報

[傷害補償]

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合＊1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

＊1 家族型補償(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

[がん補償]

保険金受取人を特定の方に指定する場合＊2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

＊2 家族型補償(本人型以外)の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません(保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。)。

4 現在のご加入の解約･減額を前提とした新たなご契約のご注意

注意喚起情報

現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

･補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
･新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
･新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
･保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
･新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
･新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
･新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

注意喚起情報

[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項･通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての補償共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●所得補償、団体長期障害所得補償
保険期間の中途において保険の対象となる方の平均月間所得額＊1がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。
＊1 直前12か月における保険の対象となる方の所得＊2の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。)。
＊2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業･職務によって得られる給与所得･事業所得･雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得･事業所得･雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

●借家人賠償責任
保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●こども傷害補償
ご加入時に指定した扶養者が亡くなられた場合等、扶養者が変更となった場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

●すべての補償共通
ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日･脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

●がん補償
がん通院保険金日額･がん通院延長保険金日額を変更された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日以前の通院に対してお支払いする保険金(既に支払われた保険金を含みます。)についても保険金日額の変更が影響することがあります。特に保険金日額を減額される場合、変更日以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなることがありますので、ご注意いただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき

契約概要　注意喚起情報

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

･ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求＊1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
･返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間＊2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
･満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

＊1 解約日以降に請求することがあります。
＊2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

注意喚起情報

傷害補償･所得補償･団体長期障害所得補償･医療補償･がん補償･介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき

契約概要

[保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]

●所得補償
就業不能の原因となった病気、保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りすることがあります。

●上記以外の補償共通
保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。
この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]
保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合]
所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

[更新後契約の補償内容を拡充する場合]
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額＊1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。
＊1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

[更新後契約の補償内容を縮小する場合]
がん補償において、がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を減額された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日(更新後契約の始期日)以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなることがありますので、ご注意ください。

[保険金請求忘れのご確認]
ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。
更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[更新加入依頼書等記載の内容]
更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入内容を変更されている場合]
ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

注意喚起情報

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に、ご加入者および保険の対象となる方の保険加入情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者に対して提供すること
詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
●がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
①この保険が継続されてきた最初のご加入(初年度契約といいます。)の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき(その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。)
●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。
※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

注意喚起情報

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、 財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償		

5 その他ご加入に関するご注意事項

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。
したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

注意喚起情報

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、＜共同保険引受保険会社について＞をご確認ください。

6 事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、直ちに(介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に)《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。

●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
・附加給付の支給額が確認できる書類
・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類(介護補償(年金払介護)においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。)

●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者＊1または３親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
＊1 法律上の配偶者に限ります。

●保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしませんが、保険金のお支払後に、保険の対象となる方(またはご加入者)からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(またはご加入者)に傷病名等を察知される可能性があります。
・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
1．保険の対象となる方(またはご加入者)が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
2．特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
3．ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合
本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。

●保険金請求権には時効(３年)がありますのでご注意ください。

●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。

●賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
1．保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
2．相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
3．保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター(東京海上日動安心110番)のご連絡先は、後記をご参照ください。

保険の内容に関するご意見・ご相談等

東京海上日動火災保険株式会社

パンフレット等記載の
《お問い合わせ先》にて承ります。

指定紛争解決機関

一般社団法人　日本損害保険協会 そんぽADRセンター

注意喚起情報

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

03-4332-5241（全国共通）　受付時間：午前９時15分～午後５時
(土日祝・年末・年始を除きます。)

＜共同保険引受保険会社について＞

引受保険会社	引受割合

引受保険会社	引受割合

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。)。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター
(東京海上日動安心110番)

0120-720-110

受付時間：**24時間365日**

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1．保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット･重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

□保険金をお支払いする主な場合　□保険金額*1、免責金額(自己負担額)
□保険期間　□保険料･保険料払込方法
□保険の対象となる方
*1　団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

2．加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	傷害補償	団体長期障害所得補償	医療補償	介護補償	左記以外の補償
□加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	—	○	○	○	—
□支払基礎所得額×約定給付率は、平均月間所得額*1以下となっていますか？ (平均月間所得額*1を上回る部分についてはその部分に基づく保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。また、平均月間所得額 *1がご加入時の額より減少した場合には、支払基礎所得額×約定給付率の見直しを行ってください。) なお、支払基礎所得額×約定給付率の設定方法やお引受けできる限度額についてはパンフレット等をご確認ください。 *1 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前１２か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。	—	○	—	—	—
●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 □保険の対象となる方が「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？ *2 介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。	—	○	○	○ *2	—
●『「ホールインワン･アルバトロス費用補償特約」にご加入される場合のみ』ご確認ください。 □原則として同伴キャディがいないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金が支払われないことをご確認いただきましたか？ ※ 同伴競技者以外の第三者の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。	—	—	—	—	○
□加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？	○	○	○	○	○

3．重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務･通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。
*1　例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

MEMO

お申込み方法

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

募集期間	２０２６年１０月７日から２０２７年８月３１日まで
保険料の払込方法	【現役の方】　毎月の給与より引き去ります(加入者保険期間の開始月の翌々月給与より引去開始)。 【退職者の方】ご指定の口座より加入者保険期間の開始月の翌々月１日に引き落とします(一時払)。
ご加入方法	役員･従業員の方：「お手続きサイト」の必要事項を入力してお手続きください。 退職者の方：「加入依頼書」の必要事項をご記入･ご署名のうえ、国分ビジネスサポート株式会社へご提出ください。 団体長期障害所得補償(ＧＬＴＤ)、医療補償、介護補償は、加入依頼書等の質問事項(健康状態告知)にお答えいただくことでご加入いただけます。告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

■この保険は、国分グループ本社株式会社を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として、国分グループ本社株式会社が有します。

《お問い合わせ先》

代理店

国分ビジネスサポート株式会社
住所：東京都中央区日本橋本町1-7-2 KDX江戸橋ビル7階
TEL：03-5203-7850　(受付時間：平日午前９時～午後５時３０分)
FAX：03-5202-7129

保険会社

東京海上日動火災保険株式会社　ICTビジネス本部　生活産業部　営業第1室
住所：東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエアWEST13階
TEL：03-3285-0311　(受付時間：平日午前9時～午後5時)
FAX：03-3285-0267

《事故時の連絡先》

代理店

国分ビジネスサポート株式会社
TEL：03-5203-7850
(受付時間：平日午前９時～午後５時３０分)
FAX：03-5202-7129

事故受付センター(東京海上日動安心110番)
TEL：0120-720-110
(受付時間：24時間365日)

＜2026年10月1日以降始期契約用＞
26TX-002198 2026年8月